

平成29年

第7回 日向市議会(定例会)

議案参考

11月24日

日向市

「宮崎県自治会館管理組合」と「宮崎県市町村総合事務組合」との統合について

1 統合の趣旨

「宮崎県自治会館管理組合」と「宮崎県市町村総合事務組合」の2つの一部事務組合を統合し、総合的に運営することにより、更なる事務局体制の合理化、事務処理の効率化を図るもの。

2 統合する一部事務組合の概要

| | | |
|-------|----------------------------|---|
| 組合の名称 | 宮崎県自治会館管理組合 | 宮崎県市町村総合事務組合 |
| 設立年月日 | 昭和41年7月5日 | 平成元年7月1日 |
| 構成団体 | 全市町村 | 全町村、5市（宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市） |
| 業務内容 | 宮崎県自治会館の事務室や会議室の貸出しの管理及び運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤職員の退職手当の支給等 ・ 非常勤消防団員に係る公務損害補償、退職報償金、賞じゅつ金の支給等 ・ 非常勤職員、議会議員等の公務災害補償等 ・ 市町村立学校の学校医の公務災害補償等 ・ 交通事故による見舞金給付等 |

3 統合の方法

宮崎県自治会館管理組合を解散し、その事務及び財産を宮崎県市町村総合事務組合に承継統合する。

4 統合の期日

平成30年4月1日

5 本市の対応

宮崎県自治会館管理組合の解散に伴い、今後、自治会館の管理運営業務を行うこととなる宮崎県市町村総合事務組合に加入する。

市町村総合事務組合は、本市の他、串間市、西都市、えびの市も同様に加入し、県内全市町村から構成される一部事務組合として、これまでの業務に加え、自治会館の管理運営業務を行うこととなる。

宮崎県自治会館管理組合の概要

1 発足の経緯等

(1) 設立年月日 昭和41年7月5日

(2) 発足経緯

市町村自治行政関係諸団体を一同に收容し、自治振興の拠点として、また、市町村職員の研修や諸会議の会場としての活用等を目的として宮崎県町村職員恩給組合から買収し、市町村財産として地方自治法第284条第2項に基づきその管理運営を行う一部事務組合として「宮崎県自治会館管理組合」が昭和41年に設立された。

2 組合議会及び執行機関等

(1) 組合議会議員

| 定数 | 任期 | 選出区分・人数 | 選任方法 |
|----|----|----------------|-----------|
| 8人 | 2年 | 市長のうちから 2人 | 市長の互選 |
| | | 町村長のうちから 2人 | 町村長の互選 |
| | | 市議会議長のうちから 2人 | 市議会議長の互選 |
| | | 町村議会議長のうちから 2人 | 町村議会議長の互選 |

(2) 執行機関等

| 役員等 | 人数 | 任期 | 選出区分 | 選任方法 |
|------|----|-------------------|---------------------------|--------------|
| 組合長 | 1人 | 2年 | 宮崎県市長会長及び宮崎県町村会長のうちいずれか1人 | 組合議会において選任 |
| 副組合長 | 1人 | 2年 | | |
| 監査委員 | 1人 | 3年 | 識見を有する者 | 組合議会の同意を得て選任 |
| | 1人 | 2年 | 組合議会議員のうちから | |
| 職員 | 0人 | 兼務 事務局長他4人、臨時職員1名 | | |

3 予算の規模等（一般会計予算）

(単位：千円)

| | |
|--------|----------|
| 平成29年度 | 23,820 |
| 歳入内訳 | |
| 共益費 | 7,490千円 |
| 事務室使用料 | 12,700千円 |
| 会議室使用料 | 2,500千円 |

4 基金の状況（平成28年度末現在）

(単位：千円)

| | |
|----------|--------|
| 財政調整基金 | 16,518 |
| 会館維持整備基金 | 15,000 |

宮崎縣市町村総合事務組合の概要

1 発足の経緯等

(1) 設立年月日 平成元年7月1日

(2) 発足経緯

従来、それぞれ単一組合であった、下記の5組合を発展的に解散し、それまでの事業を総合的に運営することにより、事務能率の向上を図ることを目的として、県下全町村をもって、地方自治法第284条第2項に基づく一部事務組合「宮崎県町村総合事務組合」として平成元年に統合設立された。

また、平成14年6月から町村立の学校医等の公務災害補償事務についても新たに共同処理することになり、現在5つの事業を行っている。

その後、市町村合併による構成市町村の変更に伴い、平成18年3月20日から名称を「宮崎縣市町村総合事務組合」に改めている。

| 旧 組 合 | 設立年月日 |
|---------------------|------------|
| 宮崎県町村消防補償等組合 | 昭和27年10月1日 |
| 宮崎県町村職員退職手当組合 | 昭和38年10月1日 |
| 宮崎県町村議会議員公務災害補償等組合 | 昭和43年4月1日 |
| 宮崎県町村非常勤職員公務災害補償等組合 | 昭和44年10月1日 |
| 宮崎県町村交通災害共済組合 | 昭和55年3月31日 |

2 組合議会及び執行機関等

(1) 組合議会議員

| 定 数 | 任 期 | 選出区分・人数 | 選任方法 |
|-----|-----|--------------------|----------------|
| 10人 | 2年 | 組合市町村の長のうちから6人 | 組合市町村の長の互選 |
| | | 組合市町村の議会の議長のうちから4人 | 組合市町村の議会の議長の互選 |

(2) 執行機関等

| 役員等 | 人数 | 任期 | 選出区分 | 選任方法 |
|-------|----|----|--------------|--------------|
| 管 理 者 | 1人 | 2年 | 組合市町村の長のうちから | 組合議会で選挙 |
| 副管理者 | 1人 | 2年 | 組合市町村の長のうちから | 組合議会で選挙 |
| 監査委員 | 1人 | 2年 | 識見を有する者 | 組合議会の同意を得て選任 |
| | 1人 | 2年 | 組合議会議員のうちから | |
| 職 員 | 5人 | | | |

3 予算の規模等

(単位：千円)

| | |
|--------------|-----------|
| 平成29年度一般会計予算 | 2,098,929 |
| 交通災害特別会計予算 | 21,161 |

宮崎県市町村総合事務組合団体一覧表

| 団 体 名 | | 退職 手当 | 消防 | 議員等 公務災害 | 学校医 公務災害 | 交通 災害 | |
|----------|------|----------|----|-------------|-------------|----------|---|
| 町 | 三股町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 高原町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 国富町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 綾町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 高鍋町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 新富町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 西米良村 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 木城町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 川南町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 都農町 | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 村 | 門川町 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 諸塚村 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 椎葉村 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 美郷町 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 高千穂町 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 日之影町 | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 五ヶ瀬町 | ● | ● | ● | ● | ● |
| 市 (※) | 宮崎市 | | | | | ● | |
| | 都城市 | | | | | ● | |
| | 延岡市 | | | | | ● | |
| | 日南市 | | | | | ● | |
| | 小林市 | | | ● | ● | | |
| | 日向市 | | | | | | |
| | 串間市 | | | | | | |
| | 西都市 | | | | | | |
| | えびの市 | | | | | | |

※ 本市及び串間市、西都市、えびの市は、市町村総合事務組合が行っている事務については、独自に事務を行うなど共同処理を行う必要がないことから宮崎県市町村総合事務組合に加入していない。

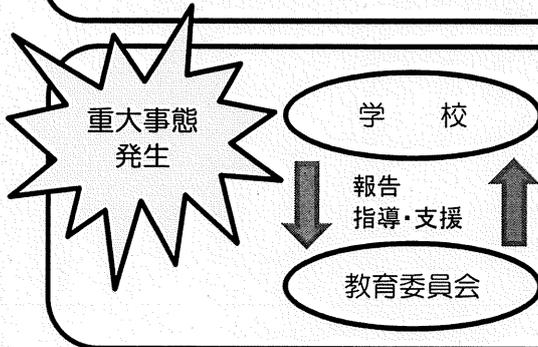
加入している5市のうち小林を除く4市は、合併前に旧町村で行っていた「交通事故による見舞金給付」等について継続するため、合併後、新たに加入したもの。小林市は、議員等の公務災害補償に加入している。

いじめによる

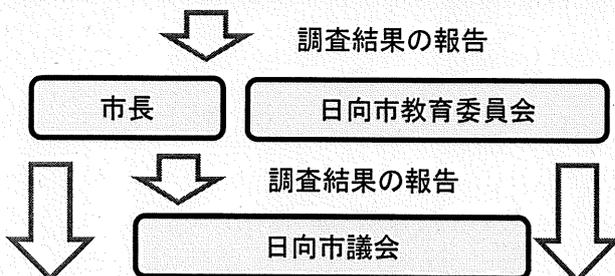
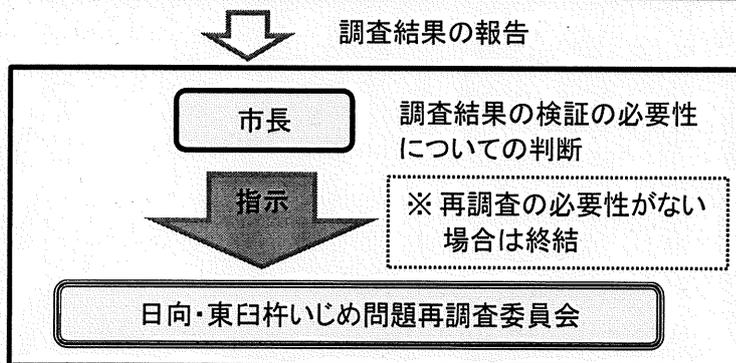
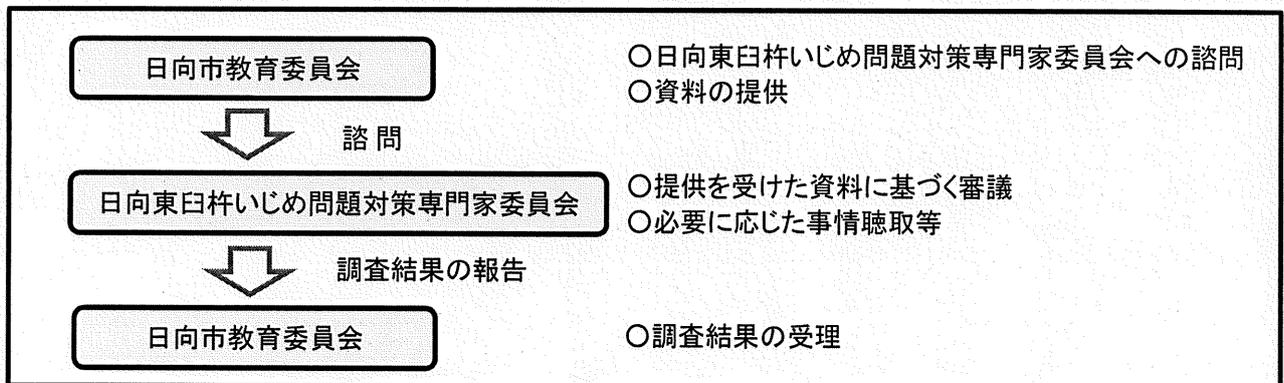
重大事態発生時の対応について

【想定される重大事態例】

- 児童生徒がいじめを受けたことにより、
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(※「相当の期間」としては、30日を目安とするか、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。)
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合



- ★ 学校
 - ①情報の収集と事実関係の整理
 - ②いじめの概要について教育委員会に報告
- ★ 教育委員会
 - ①学校への指導・支援
 - ②学校とともに情報の収集と事実関係の整理



報告を踏まえて必要な措置

- 日向・東臼杵いじめ問題再調査委員会構成
- ★ 委員: 9名
 - ★ 委員の役職等
 - ・ 学識経験者(学校教育)
 - ・ 弁護士
 - ・ 教職員経験者
 - ・ 臨床心理士
 - ・ 各市町村在住の専門家1名ずつ
計5名
 - ※ 学識経験者、警察官OB、保護司
民生委員・児童委員、人権擁護員等